

碧南市国民保護計画



碧 南 市

令和6年10月修正

目 次

第 1 編 総論	(1)
第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	(1)
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	(1)
2 市国民保護計画の構成	(2)
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	(2)
第 2 章 国民保護措置等に関する基本方針	(4)
1 基本的人権の尊重	(4)
2 市民等の権利利益の迅速な救済	(4)
3 市民等に対する情報提供	(4)
4 関係機関相互の連携協力の確保	(4)
5 市民等の協力	(4)
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	(5)
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	(5)
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	(5)
第 3 章 関係機関の事務又は業務の概要	(6)
1 市	(7)
2 県	(7)
3 指定地方行政機関	(7)
4 指定公共機関及び指定地方公共機関	(9)
5 公共的団体	(1 0)
第 4 章 市の地理的、社会的特徴	(1 1)
1 地理的特徴	(1 1)
2 社会的特徴	(1 2)
第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態	(1 3)
1 武力攻撃事態の類型	(1 3)
2 緊急処理事態の事態例	(1 4)

第2編 平素からの備えや予防	(15)
第1章 組織・体制の整備等	(15)
第1 市における組織・体制の整備	(15)
1 市の各部局における平素の業務	(15)
2 市職員の参集基準等	(15)
3 消防機関の体制	(16)
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	(16)
第2 関係機関との連携体制の整備	(17)
1 基本的考え方	(17)
2 県との連携	(18)
3 近接市町との連携	(18)
4 指定公共機関等との連携	(18)
5 消防団の充実・活性化の推進	(19)
6 ボランティア団体等に対する支援	(19)
第3 通信の確保	(19)
1 非常通信体制の整備	(20)
2 実践的な通信訓練の実施	(20)
3 非常通信体制の確保	(20)
第4 情報収集・提供等の体制整備	(20)
1 基本的考え方	(20)
2 警報等の伝達に必要な準備	(21)
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(22)
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	(23)
第5 研修及び訓練	(23)
1 研修	(23)
2 訓練	(24)
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	(26)
1 避難に関する基本的事項	(26)
2 救援に関する基本的事項	(27)

3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	(27)
4	避難施設の指定への協力等	(28)
第3章	生活関連等施設の把握等	(29)
1	生活関連等施設の把握等	(29)
2	生活関連施設の安全確保の留意点	(29)
3	廃棄物の特例に関する検討	(30)
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	(31)
1	市における備蓄	(31)
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	(31)
第5章	国民保護に関する啓発	(33)
1	国民保護措置等に関する啓発	(33)
2	武力攻撃事態等及び緊急対処事態において 市民がとるべき行動等に関する啓発	(33)
第3編	武力攻撃事態等への対処	(34)
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	(34)
1	武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制	(34)
2	武力攻撃事態等の認定前の対応	(35)
第2章	市国民保護対策本部の設置等	(36)
1	市国民保護対策本部の設置	(36)
2	通信の確保	(40)
第3章	関係機関等との連携	(41)
1	国・県の対策本部との連携	(41)
2	県知事、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等への措置要請等	(41)
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	(41)
4	他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託	(42)
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	(43)
6	市の行う応援等	(43)
7	ボランティア団体等に対する支援等	(44)

8 市民への協力要請	(44)
第4章 警報及び避難の指示等	(45)
第1 警報の伝達等	(45)
1 警報の内容の伝達等	(45)
2 警報の内容の伝達等方法	(46)
3 緊急通報の伝達及び通知	(47)
第2 避難の指示等	(47)
1 避難措置の指示	(47)
2 避難の指示	(48)
3 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項	(51)
4 避難実施要領の策定	(52)
5 避難する市民の誘導	(53)
6 市が管理する施設における避難誘導のための措置	(56)
第5章 救援	(58)
1 救援の実施	(58)
2 関係機関との連携	(59)
3 救援の内容	(60)
4 救援の実施における留意事項	(60)
5 要避難地域等における安全確保	(62)
6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	(62)
第6章 安否情報の収集・提供	(64)
1 安否情報の収集	(64)
2 県に対する報告	(65)
3 安否情報の照会に対する回答	(66)
4 日本赤十字社に対する協力	(66)
第7章 武力攻撃災害への対処	(67)
第1 武力攻撃災害への対処	(67)
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	(67)
2 武力攻撃災害の兆候の通報	(67)

第2	国民生活にかかわる重要施設の安全確保	(68)
1	生活関連等施設の安全確保	(68)
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	(69)
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	(70)
第3	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	(71)
1	武力攻撃原子力災害への対処	(71)
2	NBC攻撃による災害への対処	(71)
3	応急措置の実施	(71)
4	県経由国から要請を受けた場合の措置	(71)
5	関係機関との連携	(71)
6	汚染原因に応じた対応	(71)
7	汚染拡大を防止するための措置	(73)
第4	応急措置等	(73)
1	武力攻撃災害の兆候の通知	(73)
2	緊急通報の発令	(73)
3	事前措置	(74)
4	退避の指示	(75)
5	警戒区域の設定	(76)
6	応急公用負担等	(77)
7	消防に関する措置等	(77)
第8章	被災情報の収集及び報告	(79)
1	被災情報の収集	(79)
2	第一報の報告	(79)
3	随時の収集・報告	(79)
4	新たな重大被害の報告	(79)
第9章	保健衛生の確保その他の措置	(80)
1	保健衛生の確保	(80)
2	廃棄物の処理	(81)
3	文化財の保護	(81)

第 10 章	国民生活の安定に関する措置	(8 2)
1	生活関連物資等の価格安定	(8 2)
2	避難した市民等の生活安定等	(8 3)
3	生活基盤等の確保	(8 4)
第 11 章	交通規制	(8 5)
1	交通規制の把握	(8 5)
2	交通規制の実施	(8 5)
3	緊急通行車両等の確認	(8 5)
4	交通規制等の周知徹底	(8 5)
5	緊急交通路確保のための権限等	(8 5)
6	関係機関との連携	(8 5)
第 12 章	特殊標章等の交付及び管理	(8 6)
1	赤十字標章等の意義	(8 6)
2	赤十字標章等の交付	(8 6)
3	特殊標章の意義	(8 7)
4	特殊標章等の交付及び管理	(8 7)
第 4 編	復旧等	(8 9)
第 1 章	応急の復旧	(8 9)
1	市が行う応急の復旧の実施	(8 9)
2	県が行う応急の復旧の実施	(8 9)
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	(9 1)
1	国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施	(9 1)
2	市が管理する施設及び設備の復旧	(9 1)
3	県が管理する施設及び設備の復旧	(9 1)
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	(9 2)
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	(9 2)
2	損失及び損害補償	(9 2)
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	(9 3)

第5編 緊急対処事態への対処	(94)
1 緊急対処事態	(94)
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	(94)

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市長及びその他の執行機関（以下「市」という。）は、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体（以下「市民」という。）並びに市域に滞在する国民及び外国人（以下「旅行者等」という。）

（市民及び旅行者等を以下「市民等」という。）の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について以下に定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

ア 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（以下「武力攻撃事態」という。）及び武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（以下「武力攻撃予測事態」という。）（以下「武力攻撃事態等」という。）における責務（国民保護法第3条及び同法第35条）

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定、以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら市民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

イ 武力攻撃事態等及び我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（以下「存立危機事態」という。）における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第22条の定める武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（以下「緊急対処事態」という。）における責務（国民保護法第172条第2項、**事態対処法第5条**）

市は、国が定める緊急対処方針に基づき、事態対処法第2条第8項に定める自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動、存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設

又は役務の提供その他の措置等（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき市国民保護計画を定める。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、以下の事項について定める。

- ① 市域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置等に関する事項
 - ・ 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の市民等の避難に関する措置
 - ・ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難する市民等の救援に関する措置
 - ・ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及びその他の武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（以下「武力攻撃災害」という。）及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置
 - ・ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - ・ 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置
- ③ 国民保護措置等を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置等を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置等の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続(国民保護法第35条第8項、同法第39条第3項)

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や

新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。なお、県国民保護計画及び他の市町村の国民保護計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する災害対策基本法や武力攻撃事態法などの法律に基づいて、内閣総理大臣が指定する行政機関の地方支分部局およびその他の国の地方行政機関で、政令で定められた組織（以下「指定地方行政機関」という。）並びに公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定する機関（以下「指定公共機関」という。）及び都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で都道府県知事が指定した民間機関（以下「指定地方公共機関」という。）の意見を聴くなど、関係者の意見を求めるよう努める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告したうえで公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更（注）については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

注 国民の保護に関する計画等の軽微な変更とは（国民保護法施行令第5条）

- ① 行政区画、郡、区、市町村内の町、字の名称、地番の変更又は住居表示の実施若しくはその変更に伴う計画等の変更
- ② 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う計画等の変更
- ③ 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う計画等の変更

第2章 国民保護措置等に関する基本方針

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として以下に定める。

1 基本的人権の尊重(国民保護法第5条、事態対処法第3条第5項)

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。国民保護措置等の実施に当たり、市民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行い、市民等を差別的に取り扱い、思想及び表現の自由等を侵すものであってはならない。

2 市民等の権利利益の迅速な救済(国民保護法第6条、事態対処法第16条)

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 市民等に対する情報提供(国民保護法第8条、事態対処法第3条第6項)

市は、武力攻撃事態等又は緊急事態においては、市民等に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保(国民保護法第3条第4項、事態対処法第3条第1項)

市は、国、県、近隣市町、衣浦東部広域連合並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民等の協力(国民保護法第4条、事態対処法第8条)

市は、国民保護法及び事態対処法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、以下に挙げる必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）及びボランティアにより行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努める。

- ① 避難する市民等の誘導への協力(国民保護法第70条)
- ② 救援への協力(国民保護法第80条)
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力(国民保護法第115条)
- ④ 保健衛生の確保への協力(国民保護法第123条)

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施(国民保護法第9条)

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者(※)、乳幼児その他特に配慮を要する者（妊産婦、難病患者、外国人等）（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等を含む。以下同様とする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重(国民保護法第7条)

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主性を尊重する。放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等について、表現の自由に特に配慮する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保(国民保護法第22条、事態対処法第17条)

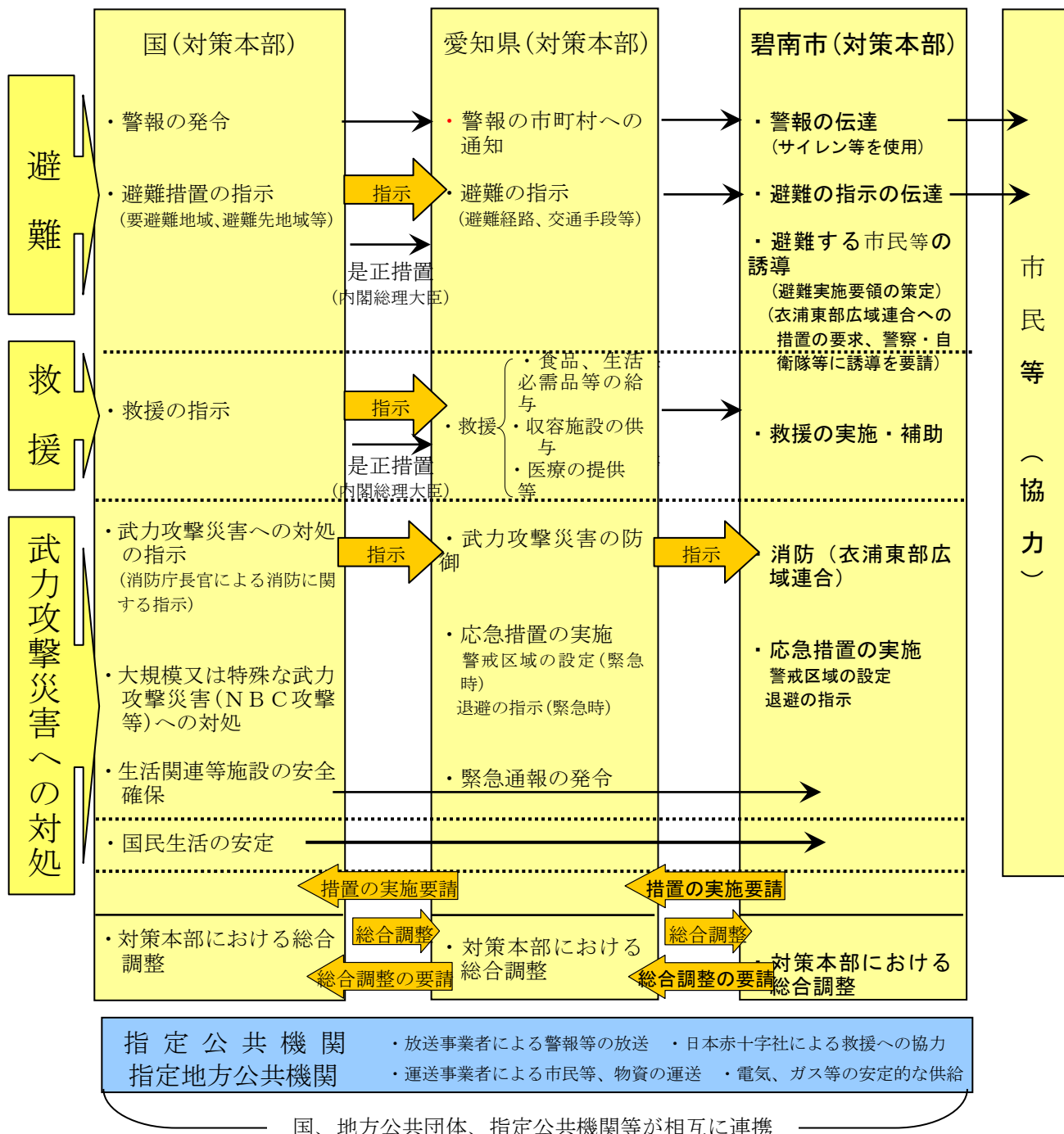
市は、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要

市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



注) 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。

ただし、緊急処理事態においては、国の緊急処理事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

市並びに各関係機関の事務又は業務の概要は以下のとおりである。

1 市

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「市緊急事態対策本部」という。）（市国民保護対策本部及び市緊急事態対策本部を以下「市対策本部」という。）の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難する市民等の誘導、関係機関との調整その他の市民等の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難する市民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
（消防に関する事務については、衣浦東部広域連合において処理）
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

2 県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部（以下「県対策本部」という。）の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 市民等に対する避難の指示、避難する市民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える市民等の避難に関する措置その他の市民等の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集、整理及び提供その他の避難した市民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示（緊急時）、警戒区域の設定（緊急時）、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
- (9) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局

- ① 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整
- ② 他管区警察局との連携
- ③ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- ④ 警察通信の確保及び統制
- (2) 東海総合通信局
 - ① 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - ② 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
 - ③ 非常事態における重要通信の確保
 - ④ 非常通信協議会の指導育成
- (3) 東海財務局
 - ① 資財政融資資金の貸付
 - ② 国有財産の無償貸付等
 - ③ 金融に関する措置
 - ④ 財政上の措置
- (4) 名古屋税関
輸入物資の通関手続
- (5) 東海北陸厚生局
救援等に係る情報の収集及び提供
- (6) 愛知労働局
被災者の雇用対策
- (7) 東海農政局
 - ① 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
 - ② 農業関連施設の応急復旧
- (8) 中部森林管理局(名古屋事務所)
武力攻撃災害対策用復旧用資材の供給
- (9) 中部経済産業局
 - ① 救援物資の円滑な供給の確保
 - ② 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ③ 被災中小企業の振興
- (10) 中部近畿産業保安監督部
1 火薬類・高圧ガス・電気・ガス・鉱山等の施設の安全確保
- (11) 中部地方整備局
 - ① 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - ② 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ③ 港湾施設の応急復旧
- (12) 中部運輸局
 - ① 運送事業者への連絡調整
 - ② 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 大阪航空局(中部空港事務所)
 - ① 飛行場使用に関する連絡調整
 - ② 航空機の航行の安全確保

- (14) 東京航空交通管制部
航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (15) 東京管区气象台(名古屋地方气象台)
気象状況の把握及び情報の提供
- (16) 第四管区海上保安本部(衣浦海上保安署)
 - ① 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - ② 海上における避難する市民等の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ③ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - ④ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - ⑤ 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (17) 中部地方環境事務所
 - ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 近畿中部防衛局(東海防衛支局)
 - ① 所有財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
 - ② 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 災害研究機関
武力攻撃災害に関する指導、助言等
- (2) 放送事業者
警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (3) 運送事業者
 - ① 避難する市民等の運送及び緊急物資の運送
 - ② 旅客及び貨物の運送の確保
- (4) 電気通信事業者
 - ① 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - ② 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
- (5) 電気事業者
電気の安定的な供給
- (6) ガス事業者
ガスの安定的な供給
- (7) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者
水の安定的な供給
- (8) 郵便事業を営む者
郵便の確保
- (9) 病院その他の医療機関
医療の確保
- (10) 河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者

河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理

(11) 日本赤十字社

- ① 救援への協力
- ② 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
- ③ 救援物資の備蓄及び配分
- ④ 災害時の血液製剤の供給
- ⑤ その他の救援

(12) 日本銀行

- ① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- ② 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

5 公共的団体

(1) 自主防災組織、防災ボランティア組織等の市民組織

- ① 災害時の情報収集・伝達、初期消火、救出援護、避難誘導等応急対策
- ② 市が行う災害活動への協力

第4章 市の地理的、社会的特徴

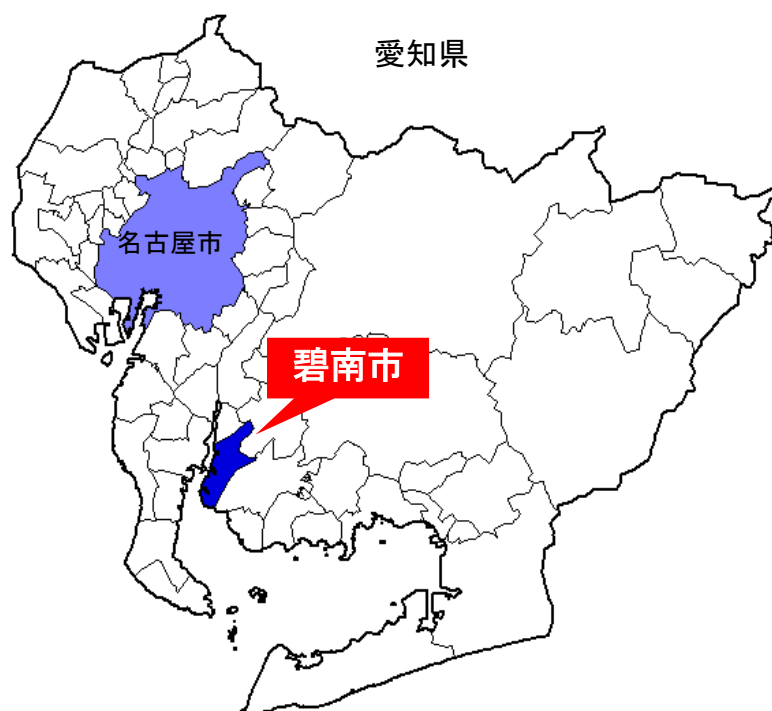
市は、国民保護措置等を適切かつ迅速に実施するに当たり、特に考慮すべき地理的、社会的特徴は以下のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 位置、地形

碧南市は、北緯34度53分05秒、東経136度59分37秒に位置し、県庁所在地の名古屋市から40km圏内に位置している。

北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、地形的には標高約10m強の碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地であり、広ぼうは東西に約8km、南北に約12kmで、総面積は35.86km²である。



(2) 気候

碧南市は、西南方向が海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖な海洋性の気候となっている。

令和5年の年間平均気温は、17.7℃、最高気温は37.7℃、最低気温は-3.1℃であった。降雨量は、令和5年の年間降雨量が1370.5mmであり、夏から秋にかけて多くなっており、冬は少ないのが特徴となっている。

【月別平均気温・月別降水量】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別平均気温(℃)	5.8	7.0	12.6	16.0	20.1	23.7
最高	15.9	17.7	23.4	27.0	32.4	34.0
最低	-3.1	-1.3	2.5	6.4	11.8	15.7
月別降水量(mm)	17.5	27.0	61.0	106.0	161.5	296.0

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
月別平均気温(℃)	28.8	29.1	27.3	18.7	14.1	8.9	17.7
最高	37.7	36.7	34.8	27.6	26.0	21.2	37.7
最低	21.2	24.0	20.4	10.5	4.9	-0.1	-3.1
月別降水量(mm)	54.5	256.0	174.5	118.0	49.5	49.0	1370.5

資料：衣浦東部広域連合

2 社会的特徴

(1) 人口

碧南市の人口は、令和6年8月31日現在、30,471世帯、72,327人(男37,178人、女35,149人)である。

碧南市全体の人口密度は2,017人/km²である。

(2) 交通

道路は、西部の衣浦港側に国道247号線が、南北に走り、港本町付近で東は西尾市方面へ国道247号線が向きを変え、西は半田市方面へ衣浦トンネルが伸びている。

鉄道は、国道247号線と並行しながら、市を南北に名古屋鉄道三河線と貨物輸送を行う衣浦臨海鉄道が走っている。市には、名古屋鉄道三河線のうち、4駅(碧南駅、碧南中央駅、新川町駅、北新川駅)が位置している。

(3) 港湾

市の西側には衣浦港が位置する。衣浦港は、管理者を愛知県とし、知多半島と西三河地区に囲まれた南北約20kmの細長い形状の港で、5市3町(半田市・碧南市・刈谷市・西尾市・高浜市・東浦町・美浜町・武豊町)にまたがる愛知県の重要港湾であり、耐震岸壁については、中央ふ頭東地区(水深12m、岸壁1バース、延長240m)が整備済みである。

(4) 石油コンビナート

衣浦地区における、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する政令で指定された地域のうち、本市では、港本町、玉津浦町及び港南町2丁目が含まれる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている以下のような武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態は、国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であり、以下に掲げる4型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

特徴

- ① 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ② 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。武力攻撃予測事態において、市民等の避難を行うことも想定される。
- ③ 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ④ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
- ⑤ 事前の準備が可能性であり、戦闘が予想される地域から先行的な広域避難が必要となる。武力攻撃が終結後の復興が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

- ① 事前に予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することも考えられる。特に、鉄道、橋りょう等に対する注意が必要である。
- ② 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ③ N B C (核、生物、化学)兵器やダーティボム(放射性物質爆弾)が使用されることも想定される。
- ④ 攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

- ① 発射された段階での攻撃目標の特定がきわめて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ② 弾頭の種類(通常弾頭又はN B C弾頭)を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合はN B C弾頭に比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。

- ③ 近隣国から発射された場合は、発射から10分以内に着弾する可能性があるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

特徴

- ① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ② 都市部の主要な施設やライフライン(電気・ガス等の生活生命線)のインフラ(社会基盤)施設が目標となることも想定される。
- ③ 航空攻撃は、意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- ④ 通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- ⑤ 攻撃目標を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、同施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態の事態例

緊急処理事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態であり、以下に掲げる攻撃対象施設等及び攻撃手段が想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
事態例

- ・ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃

- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
事態例

- ・ 大規模集客施設、駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
事態例

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
事態例

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市の各機関における平素の業務、職員の参集基準等について以下に定める。

1 市の各部局における平素の業務(国民保護法第41条)

市の各部局は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

2 市職員の参集基準等(国民保護法第41条、)

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。(碧南市職員非常配備体制表(以下「市非常配備体制表」という。)に示す第1次非常配備警戒体制(発生しようとしている場合)又は第2次非常配備体制に準じて体制をとる。)

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、衣浦東部広域連合との連携を図るなどして、市長及び市の各部局が速やかに対応できる体制を確保する。(状況により、市非常配備体制表に示す第3次非常配備体制に準じて体制をとり、交代要員を確保する。)

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。(市非常配備体制表に示す参集基準を準用する。)

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 交代要員等の確保

市長は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目の整備に努める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、飲料水の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保等

3 消防機関の体制

(1) 衣浦東部広域連合における体制

市は、衣浦東部広域連合消防計画にある配備体制と、整合性を図るように初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等ができる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、衣浦東部広域連合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等(国民保護法第6条)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定があった場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目】

項 目	業 務 内 容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条、災害対策基本法第64条第7項)
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第1項、同第5項)
	物件の破損に関する事 (災害対策基本法第76条の3第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1項、同第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (国民保護法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (国民保護法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、碧南市公文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等又は緊急処理事態が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置等を実施するに当たり、国、県、他の市町村、衣浦東部広域連合、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について以下に定める。

1 基本的考え方(国民保護法第35条)

(1) 防災のための連携体制の活用(国民保護法第3条第4項、同第32条第2項第6号)、事態対処法第3条第1項)

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保(国民保護法第35条第3項)

市は、国、県、他の市町、衣浦東部広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通(国民保護法第3条第4項)

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、円滑な連携体制を構築できる人的なネットワークを構築するよう努める。

2 県との連携(国民保護法第35条)

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施において、支援要請等が円滑に実施できるよう、県との連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議(国民保護法第35条第5項)

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置の整合性の確保を図る。

(4) 警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、衣浦東部広域連合に対し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るよう要請する。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るよう要請する。

4 指定公共機関等との連携(国民保護法第147条)

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、武力攻撃事態災害又は緊急対処事態における災害発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な武力攻撃事態災害又は緊急対処事態における災害への対応が迅速に行えるよう、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難する市民等の誘導等に重要な役割を担うことから、市は消防団への参加促進、消防団に係る広報活動等を積極的に実施する。加えて、消防団の充実・活性化を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援(国民保護法第4条)

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、市は武力攻撃事態等及び緊急対処事態におけるボランティアとの連携方策について、ボランティア団体等の理解・協力を得つつ検討する。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するために、非常通信体制の整備等について以下に定める。

1 非常通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において円滑に国民保護措置等を実施するために、関係機関との情報伝達手段の確保を図る。また、市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

2 実践的な通信訓練の実施

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

3 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を的確に活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置等に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うために準備すべき事項について以下に定める。

1 基本的考え方(国民保護法第41条)

- (1) 情報収集・提供のための体制の整備（国民保護法第94条第1項、同第126条第2項、同法第127条第1項）

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

- (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、市民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
面	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条)

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の市民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民等及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等と適宜協議を行い、協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な防災行政無線(同報系)の有効な運用を図るとともにデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

また、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）（国において開発された、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム）の運用を確実に実施する。

(3) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、船舶内にある者に対する場合等、必要に応じて名古屋海上保安部衣浦海上保安署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、民間事業者が警報の内容の伝達や市民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（国民保護法第94条）

(1) 安否情報システムの利用

市は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難した市民等及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。ただし、武力攻撃事態又は緊急対処事態の状況等を勘案し、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることもできるものとする。

また、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いて行う。

(3) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者（調査支援部市民班市民係長（市民係長））及び安否情報の回答責任者（調査支援部市民班長（市民課長））等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ連絡先を把握する。

(5) 日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集への協力

県知事が協力し、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集が円滑に行われるよう、市域内の在住外国人の把握に努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備（国民保護法第126条）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するための体制整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等（安否情報システムの操作等）の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下に定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、県自治研修等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイ

ト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、消防機関、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練(国民保護法第42条、事態対処第4条第2項)

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、衣浦東部広域連合、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、衣浦東部広域連合、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃などにより発生する武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

訓練に当たっては、以下の事項に留意する。

- ① 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置等についての訓練の実施においては、市民等の避難誘導や救援等に当たり、町内会や自主防災組織の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、市民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民等の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公

庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

- ⑥ 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援に関する平素からの備え

避難、救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について以下に定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速かつ適切に避難する市民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、必要な基礎的資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約、整理する基礎的資料】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 住宅地図② 市の区域内の道路網リスト③ 輸送手段及び輸送力のリスト④ 避難施設のリスト⑤ 備蓄物資、調達可能な物資（調達先を含む。）のリスト⑥ 生活関連等施設のリスト⑦ 関係機関(国、県、市町村、民間事業者等)の連絡先⑧ 町内会、自主防災組織等の連絡先⑨ 消防機関の連絡先⑩ 避難行動要支援者名簿⑪ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）リスト⑫ 社会福祉施設、医療施設の収容能力リスト |
|--|

(2) 避難実施要領パターン作成

市は、関係機関(碧南市教育委員会、衣浦東部広域連合、県、碧南警察署、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成する「避難実施要領のパターン作成の手引き」等を参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、パターン別の避難実施要領をあらかじめ作成する。この場合において、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難方法について配慮するものとする。

(3) 多数の者が利用又は居住する施設の管理者への要請

市は、学校、病院、駅、大規模な事業所及び大規模集合住宅等の多数の者が利用する又は居住する施設の管理者に対し、における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、集団で避難することを踏まえて、平素から、避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認することを要請する。

(4) 名古屋鉄道株式会社との連携の確保

市は、市内で運行される鉄道（名古屋鉄道三河線）事業者に対して、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客の誘導に必要な措置

の実施について意見交換を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(5) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(6) 要配慮者への配慮

市は、避難する市民等の誘導に当たっては、自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者を考慮した避難対策を講じる。また、避難時の誘導の際は、外国人にも的確に情報の伝達ができるよう対策を講ずる。

(7) 電気通信事業者との協議

市は、県が行う避難する市民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議に協力する。

(8) 医療関係団体との協議

市長は、碧南市医師会及び碧南市看護師会等の医療関係団体に対し救護所の派遣要請など、適切な医療の実施をあらかじめ協議する。

この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(9) 消防機関と医療機関の連絡・連携体制等の整備促進

市は、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図る。

(10) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難する市民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

2 救援に関する基本的事項(国民保護法第76条)

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市で行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容、地域等や県との調整事項等について、あらかじめ県と必要な調整をしておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難する市民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する

情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難する市民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力等

(1) 避難施設の指定

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県の避難施設の指定に協力する。

(2) 避難施設の周知

市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して市民等に周知する。

(3) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 学校・公民館・体育館等（削除）を避難者が生活するための避難所、公園・広場・駐車場等のオープンスペースを応急仮設住宅等の建設用地、救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供等）の実施ための救援場所（削除）及び（削除）避難の際の一時集合場所として指定するよう県へ情報提供する。
- ② コンクリート造り等の堅ろうな建築物を爆風等から直接の被害を軽減するための一時避難に活用（以下「緊急一時避難施設」という。）する観点か指定するよう県へ情報提供する。
- ③ 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において避難施設に市民等を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するよう県へ情報提供する。
- ④ 引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第28条により定めるもの（以下「危険物質等」という。）の取扱所（JERA碧南火力発電所、出光興産碧南LPG基地、トヨタ自動車衣浦工場、衣浦ユーティリティ、石実メッキ工業所、ガソリンスタンド等）に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないするよう県へ情報提供する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難した市民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難した市民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう県へ情報提供する。

第3章 生活関連等施設の把握等

安全の確保に特別な配慮が必要な武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃災害の発生又は緊急対処事態における災害又はその拡大を防止するため、安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又は安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で、国民保護法施行令第27条で定める施設（以下この条において「生活関連等施設」という。）の把握及び管理者に対する安全確保の留意点の周知等について以下に定める。

1 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、また自らが保有する情報に基づき整理し、県との連絡態勢を整備する。整理項目は以下のとおり。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

2 生活関連施設の安全確保の留意点

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知（国民保護法第102条第1項）

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて施設管理の実態に応じた関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努める。

(2) 管理者に対する要請（国民保護法第102条第1項）

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等及び緊急対処事態における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、県は、施設の管理者がその自主的な判断に基づき安全確保措置について定めることに留意する。

(3) 管理者に対する助言

警察は、県知事、市長若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安

全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省、農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(4) 市が管理する生活関連等施設における警戒(国民保護法第102条第3項～同条第5項)

市は、管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、碧南警察署、衣浦東部広域連合及び衣浦海上保安署等との連携を図る。

3 廃棄物の特例に関する検討（国民保護法第124条第3項、同第4項）

環境大臣が、大規模な武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認め、特例地域を指定したときに備え、市は、県が把握した既存の廃棄物処理業者による廃棄物処理能力に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について以下に定める。

1 市における備蓄、整備(国民保護法第142条、同法第146及び同法第147条)

(1) 防災のための備蓄との関係

市民等の避難や避難した市民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態又は緊急対処事態において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置等の実施のため特有な物資及び資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。なお、その種類により保冷する必要があるワクチンもあるため、県及び医療機関と連絡調整し、保冷器具(クーラーボックス等)の配備にも留意するよう努める。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置等の実施も念頭におきながら、管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等について、自然災害に対する既存の予防措置を活用、整備し、その機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制

を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等又は緊急処理事態において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を以下に定める。

1 国民保護措置等に関する啓発(国民保護法第43条)

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、国民保護措置等の重要性並びに赤十字標章及び特殊標章の使用の意義の啓発について、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等及び緊急処理事態において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候を発見した場合の市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に対する通報義務(国民保護法第98条第1項)、不審物等を発見した場合の施設等の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃やテロのような武力攻撃事態が発生した場合等に市民がとるべき対処(避難、車両運転者がとるべき措置等)についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

国による事態認定の状況に応じた国民保護措置の実施体制を定める。

1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制

市国民保護対策本部を設置すべき通知を受けた場合	市国民保護対策本部を設置すべき通知がない場合	
内閣総理大臣 ↓ 総務大臣 (経由) ↓ 知事 (経由) ↓ 通知 ↓ 市長 ↓ 設置 指令 ↓ 市国民保護対策本部 (第3次非常配備) 《全職員》 〈全面的な国民保護措置〉	市長 ↓ 設置 指令 ↓ 市国民保護対策室 (第2次非常配備) 《関係部局の所要職員》 〈警報の発令等〉	市長 ↓ 設置 指令 ↓ 市国民保護連絡室 (第1次非常配備警戒体制) 《関係部局の所要職員》 〈情報収集・連絡〉

- (1) 市国民保護対策本部を設置すべき通知を受けた場合（国民保護法第25条第1項）
 市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して市国民保護対策本部を設置すべき通知を受けた場合には、直ちに、市国民保護対策本部を設置し、全職員による第3次非常配備を指令する。
 なお、避難、救援等の国民保護措置の実施状況に応じて、市長は、全職員による第3次非常配備の規模を段階的に縮小することができる。
- (2) 市国民保護対策本部を設置すべき通知がない場合
- ① 市国民保護連絡室の設置
 市長は、愛知県（市域を除く。）が武力攻撃予測事態に認定された場合又は近

隣県において武力攻撃災害が発生したことなどにより武力攻撃事態等が認定された場合は、必要に応じて関係部局の所要職員による第1次非常配備警戒体制を指令する。

② 市国民保護対策室の設置

市長は、市域が武力攻撃予測事態に認定された場合又は愛知県内（市域を除く。）において武力攻撃災害が発生したことなどにより武力攻撃事態等が認定された場合、当該武力攻撃による市民等の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市国民保護対策室を設置し、関係部局による所要職員による第2次非常配備を指令する。

(3) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請（国民保護法第26条第2項）

市は、市国民保護対策本部を設置すべき指定を受けていない場合において、必要があると認めるときは、県知事を経由して、内閣総理大臣に対し、「市国民保護対策本部を設置すべき市の指定」を行うよう要請をすることができる。

2 武力攻撃事態等の認定前の対応

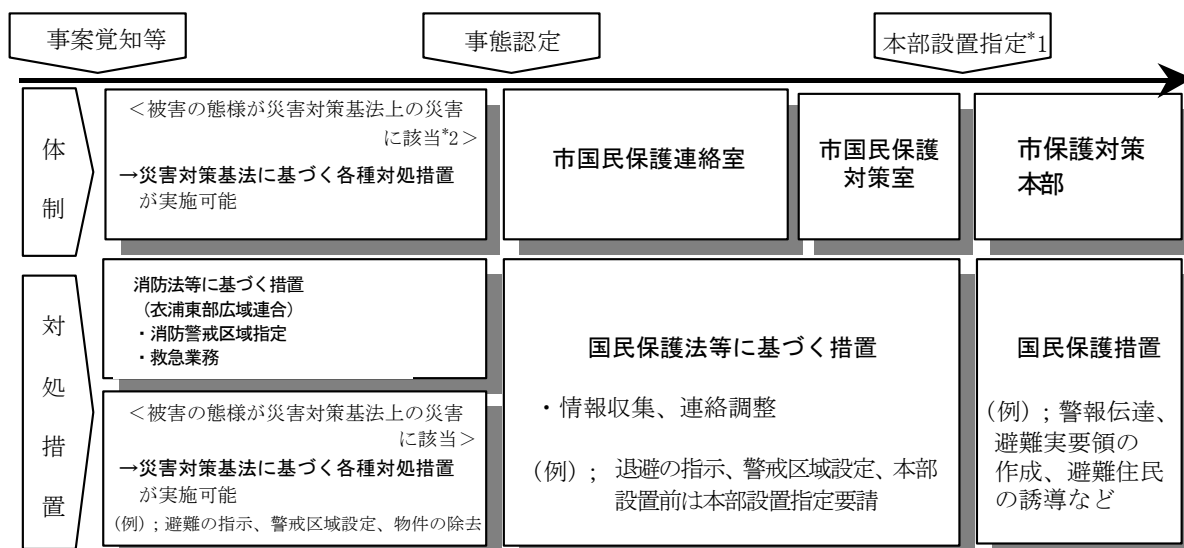
武力攻撃事態等の認定前については、被害等が発生した当初はその発生原因が分からず、緊急に対応することが多いと予想される。

このため、武力攻撃事態等の認定前においては、災害対策の体制を効果的に活用することとし、情報収集・連絡調整を図るとともに、応急対策を的確に実施する。

なお、被害等に係る事案の態様が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

その後、政府において、事態認定が行われた場合、速やかに市国民保護連絡室、市国民保護対策室又は市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

【市国民保護対策本部への移行に要する調整イメージ図】



*1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

*2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について以下に定める。

1 市国民保護対策本部の設置(国民保護法第25条～同法第30条)

(1) 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。なお、事前に市国民保護連絡室又は市国民保護対策室を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集

市防災課担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、非常配備体制表の基準を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市国民保護対策本部の開設

市防災課担当者は、市庁舎会議室4・5に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会、碧南警察署、衣浦東部広域連合及び陸上自衛隊中部方面特科連隊第2大隊に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備等の確保を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市国民保護対策本部が被災した場合等、市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市国民保護対策本部の予備施設をあらかじめ下記のように指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、県知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

順位	施設名称
第1位	市庁舎会議室4・5以外の市庁舎会議室
第2位	文化会館
第3位	東部市民プラザ、南部市民プラザ

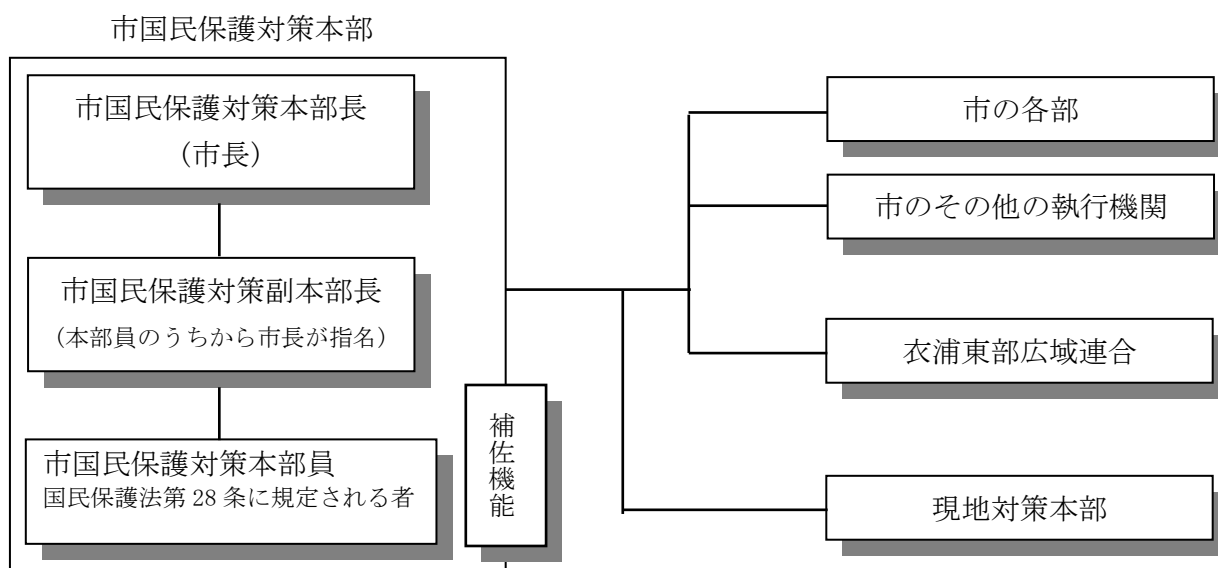
(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等（国民保護法第26条）

市長は、市が市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市国民保護対策本部の組織構成

市国民保護対策本部の組織構成については以下のとおりである。

【市国民保護対策本部の組織構成図】



(4) 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者（総務部広報班長：経営企画課長）」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、広報車、W

b サイトの掲載等のソーシャルメディア、へきなん防災メール及び防災行政無線(同報系)等の様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、提供する情報の内容については、県や他市町村その他の関係機関と相互に情報交換を行い、正確性の確保に努める。また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

エ 情報の錯綜等による混乱を防ぐために、行政相談(市民相談)を行い、市民相談担当(調査支援部市民班長(市民課長))を置く。

④ その他関係する報道機関

名称	連絡先
(株)キャッチネットワーク	TEL : 0566-27-2112、FAX : 0566-27-2113
(株)エフエムキャッチ	TEL : 0566-27-7766、FAX : 0566-27-7767

(5) 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から県知事を経由又は直接、市国民保護対策本部を設置すべき指定の解除の通知を受けたときは、遅延なく、市国民保護対策本部を廃止する。市国民保護対策本部を廃止した場合は、直ちに市議会、碧南警察署、衣浦東部広域連合及び陸上自衛隊中部方面特科連隊第2大隊にその旨を連絡する。

なお、武力攻撃災害の復旧・復興業務で、市国民保護対策本部に準じた体制が必要な場合は、状況に応じて、市国民保護連絡室又は市国民保護対策室に切り替えるものとする。

(6) 県現地対策本部が設置された場合

県知事は、市国民保護対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等のためきめ細く行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県副本部長、県本部員及び県本部職員の一部をもって充てられることから、事態の状況に応じ、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者を連絡員として派遣し、共同で運用する。

(7) 県方面本部が設置された場合

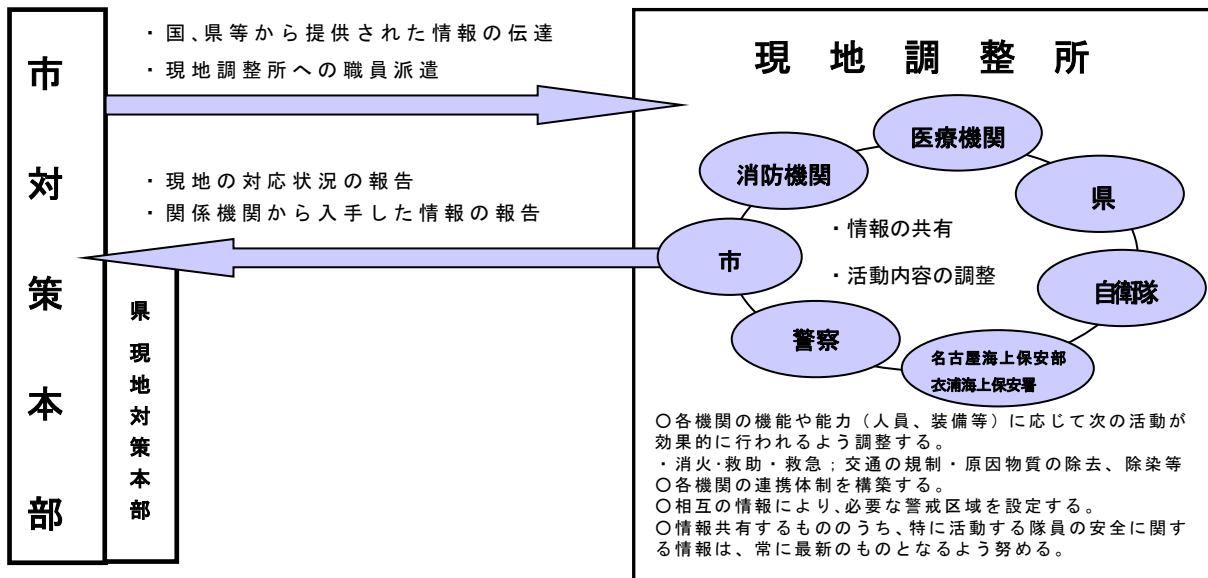
県は武力攻撃事態等の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、必要に応じて、東三河総局・県民事務所等に方面本部を設置する。方面本部が設置された場合は、方面本部経由県対策本部に報告調整を行う。

(78) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に

当たる要員の安全を確保するため、現場において活動する県、消防機関、警察、衣浦海上保安署、自衛隊、医療機関等（以下「現地関係機関」という。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）現地関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編制】



(89) 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する所要の総合調整を行う。

この場合において、市国民保護対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、関係機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整及び職員の派遣を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合

調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 碧南警察署及び市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、碧南警察署及び市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、武力攻撃事態等において、地上有線系、防災行政無線(同報系)、地域防災無線(デジタル系)、衛星電話、インターネット、L G W A N(総合行政ネットワーク)の情報通信手段を確保するために、これらの情報通信手段の機能確認を行う。

また、情報通信手段に支障が生じた場合は、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うとともに、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の速やかな応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、市が運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

また、市は電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

第3章 関係機関等との連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、衣浦東部広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連携や自衛隊の派遣要請を円滑に進めるために必要な事項について以下に定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市国民保護対策本部長又は市国民保護対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 県知事、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等への措置要請等(国民保護法第16条及び同法第21条)

(1) 県知事等への措置要請(国民保護法第16条第4項及び同条第5項)

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関(以下「県知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 県知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め(国民保護法第21条第3項)

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請(国民保護法第21条第3項)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等(国民保護法第20条)

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない

場合は、努めて自衛隊愛知地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である自衛隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行うことができる。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

【自衛隊の活動内容の例示】

- ・ 避難する市民等の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難した市民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託(国民保護法第17条～同法第19条)

(1) 他の市町村との連携

市は、他の市町村と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に市の区域を越える市民等の避難を行う場合、近隣市町と緊密な連携を図る。

(2) 他の市町村への応援の要求(国民保護法第17条)

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(3) 県への応援の要求(国民保護法第18条)

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(4) 事務の一部の委託(国民保護法第19条)

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請(国民保護法第151条及び同法第152条)

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17第1項(地方公共団体職員)及び地方独立行政法人法第124条第1項(特定地方独立行政法人)の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。
 - ① 派遣を要請する理由
 - ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- (2) 市は、職員の派遣要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。
 - ① 派遣のあつせんを求める理由
 - ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

6 市の行う応援等(国民保護法第17条第1項及び同法21条第2項)

- (1) 他の市町村に対して行う応援等(国民保護法第17条第1項)
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援(国民保護法第21条第2

項)

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等(国民保護法第4条第3項)

(1) 自主防災組織等に対する支援(国民保護法第4条第3項)

市は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や町内会等による避難する市民等の誘導等の実施に関する自発的な協力について、安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等(国民保護法第4条第3項)

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、適否を判断する。

また、市は、ボランティア活動の安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市に設置される災害ボランティアセンターにおける登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民等への協力要請(国民保護法第4条)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、市民等の協力は自発的な意思にゆだねられるもので、要請に当たっては強制してはならない。また、自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努める。

(1) 避難する市民等の誘導

(2) 避難した市民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について以下に定める。

【警報の内容】

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・ 住民及び公私の団体に周知すべき事項

1 警報の内容の伝達等(国民保護法第47条)

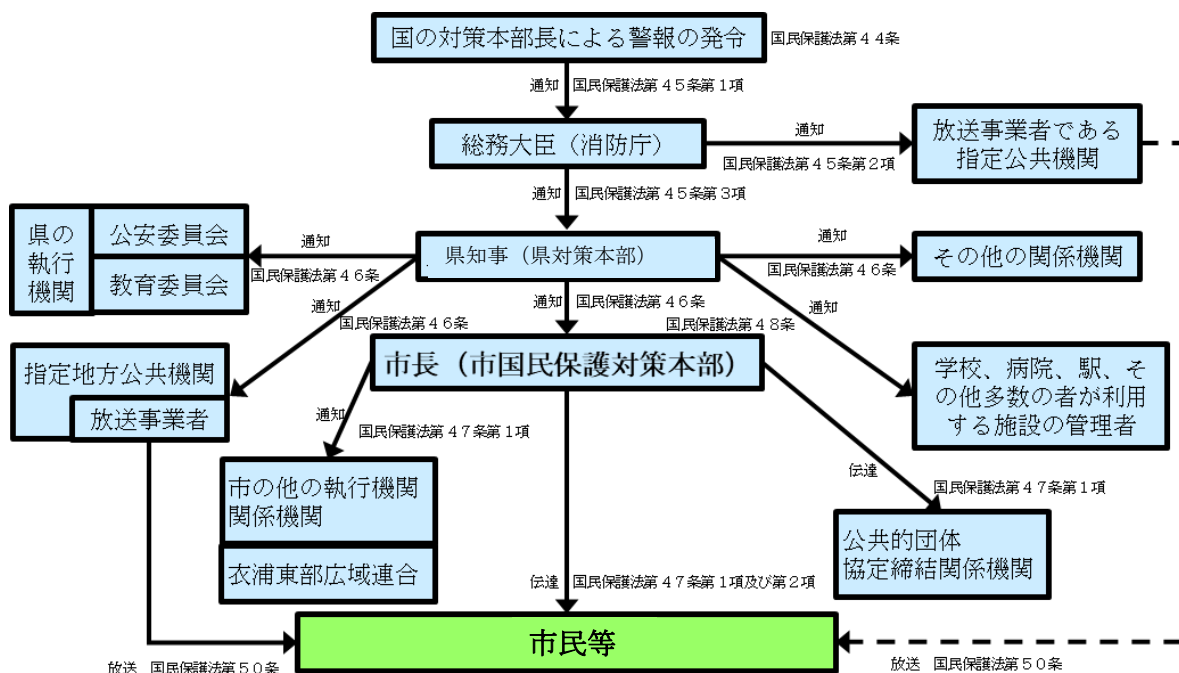
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに市民等、関係機関及び関係団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関や関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の内容の通知・伝達の流れ】



2 警報の内容の伝達等方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に通知される。市長は、全国警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

- ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等をホームページへの掲載（警報の内容）をはじめとする手段により、周知する。

- ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載（警報の内容）をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民等に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に市民等へ警報を伝達する。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を、警報の内容により、(1)に準じて周知を図る。

- (3) 市長は、衣浦東部広域連合と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市長は、衣浦東部広域連合の長に対して、消防局が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、自主防災組織、町内会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察と緊密な連携を図る。

- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部との連携の下で市地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃事態等において、原則として、サイレン

は使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知(国民保護法第100条第2項)

緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として「2 警報の内容の伝達等方法」と同様とする。

第2 避難の指示等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難する市民等の誘導を行うこととなるため、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難する市民等の誘導について以下に定める。

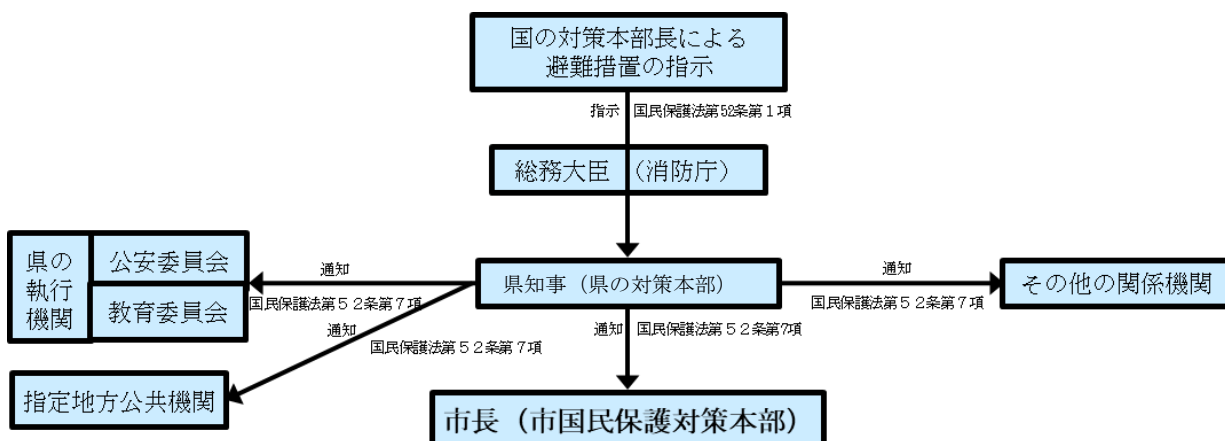
1 避難措置の指示(国民保護法第52条第7項)

市長は、国の対策本部長が避難措置の指示を県経由で通知したときは、要避難地域又は避難先地域が市域か否かに応じ、次の措置を行う。

【避難措置の指示の内容】

- ・ 市民等の避難が必要な地域(要避難地域)
- ・ 市民等の避難先となる地域(避難先地域。市民等の避難経路となる地域を含む。)
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

【「避難措置の指示」の通知】



(1) 要避難地域又は避難先地域となった場合

- ① 避難措置の指示の通知は、市域が要避難地域又は避難先地域に該当する場合、特に優先して通知される。また、県から受信確認が実施される。
- ② 市長は要避難地域の市民等に対し、2の避難指示の伝達を行う。
- ③ 市長は、市域が避難先地域となった場合、避難所の開設や救援の準備等、避難

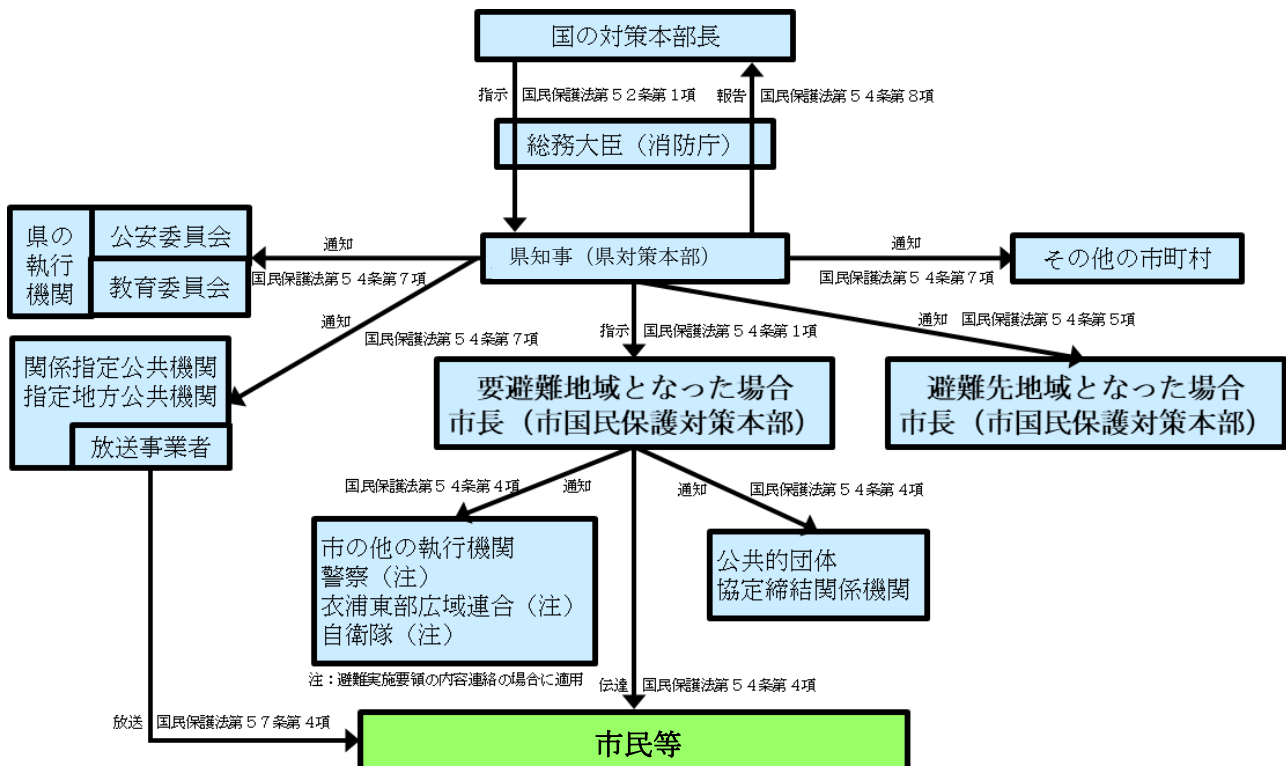
者の受け入れのための措置を行う。

(2) 市域が要避難地域及び避難先地域に含まれない場合

市長は、県知事経由総務大臣（消防庁）から避難措置の指示が通知されたとき、警報の内容、要避難地域及び避難先地域を分析し、要避難地域が県内又は近隣県の場合は、避難措置が迅速、的確にとれる体制をとる。

2 避難の指示(国民保護法第54条)

【「避難の指示」の通知・伝達】



(1) 市民等に対する避難指示

- ① 市域が要避難地域の場合は、県から個別の避難元、避難先の割当、避難の時期や輸送手段について総合的に判断し、県知事から市長に指示される。市長は、要避難地域の市民等に対し、直ちに避難の指示を伝達する。

【避難の指示の内容】

- ・ 国から示される避難措置の内容
- ・ 主要な避難の経路
- ・ 交通手段その他避難の方法

② 避難手段

市長は、市民等が避難するための通行の確保や交通渋滞を防止又は軽減し、円滑な避難が行われるよう、必要に応じ、自家用車等の一般車両（緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両）の交通規制について、碧南警察署に要請する。

高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方（避難行動要支援者）の避難方法については、事態の状況等を踏まえ、必要な場合は、碧南警察署の意見を聞いたうえで、自家用車等を交通手段とする。

なお、碧南市は、公共交通機関が限られている地域のため県を通じ、運送事業者である指定公共機関に調整し、自家用車等以外の交通手段の確保に努める。

- ・ 避難先が市域又は隣接市町村の場合は、徒歩を基本とし、鉄道、バス等が利用可能な場合は、当該交通手段も利用する。
- ・ 避難先が上記以外の広域的な場合は、主として鉄道を基本とし、利用可能な最寄駅までの間は、徒歩及び運送事業者である指定公共機関（ジェイアール東海バス（株））又は指定地方公共機関（名鉄バス株式会社）等に要請して確保する。

- ③ 市域が要避難地域に近接し、避難が必要と県知事が判断した場合は、避難が指示される。

(2) 避難の指示に際しての、県からの確認

県知事が、避難の指示を行うにあたり、事前に次の事項を確認されるため、迅速・的確に対応できるよう準備する。

- ① 避難市民等の数
- ② 市道の状況
- ③ 避難誘導能力
- ④ 国（防衛省等）への支援要望

(3) 避難の指示の通知

市域が、避難先地域となった場合は、受け入れのための体制を早急に整備できるよう、優先して通知される。また、受信確認が実施される。県知事から指示される「避難の指示」は以下のとおり。

避難の指示

愛知県知事
令和〇年〇月〇日

本県において、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、下記の避難の方法に従って、避難して下さい。

記

- 1 碧南市A地区の住民は、〇〇市B地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇住民時間を目途に避難を完了）。

・ 運送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇〇便の予定）

〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）

細部については、碧南市の避難実施要領による。

碧南市職員の誘導に従って避難する。

- 2 碧南市C地区の住民は、〇〇市D地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇住民時間を目途に避難を完了）。

・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にE地区に移動後、指示を待つ。

・・・・・・以下略・・・・・・

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載

(4) 県の区域を越える避難

- ① 県の区域を越えて市民等を避難させる必要があるときは、県知事が避難市民等の数、避難受入予定地域及び避難の方法（運送手段、避難経路）等について、受け入れ地域及び避難の経路となる地域の都道府県を含めて、協議を実施する。
- ② 県が他の都道府県からの協議を受けた場合には、市と協議を行いつつ、受け入れ地域を決定し、県知事から市長に通知する。

3 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、警報と同時に、市民等を屋内（近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設）に避難させる。そのため、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

着弾直後、弾頭の種類や被害の状況が判明するまで、市民等を屋内避難させる。被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難の措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示される。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる組織）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民等が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難する市民等の誘導を実施する（移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる避難措置も考慮する。）。また、警戒区域の設定等が行われた場合、警察の協力を得て、危険な地域への市民等の立入禁止を徹底する。ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、名古屋海上保安部衣浦海上保安署及び碧南警察署からの情報や助言等を踏まえるものとする。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、碧南警察署、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える大規模な避難となることが想定されるため、国の総合的な方針を待って対応することが適当となる。

(4) 航空攻撃の場合

航空攻撃が行われる場合、攻撃目標の早期判定することは困難であるため、国の対策本部長から広範囲に屋内避難を内容とする避難措置が指示されるため、警報と同時に、市民等を屋内（近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階

等の地下施設)に避難させる必要がある。

攻撃直後については、弾頭の種類や被害の状況が判明するまで、市民等を屋内避難させる。被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難の措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示される。

(5) N B C 攻撃の場合

N B C による攻撃が判明した場合、国の対策本部長からの避難の措置の指示内容を踏まえ、避難誘導を行う者に防護服を着用させる等の安全を図るための措置行い。風下方向を避けて避難を行う。

4 避難実施要領の策定(国民保護法第61条)

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領は、次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、事態の状況等を踏まえて、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載する。

- ① 要避難地域及び避難する市民等の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員及び消防団員の配置等
- ⑧ 要配慮者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難する市民等の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱した際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領は、以下の点に留意して策定する。

- ① 避難の指示の内容の確認
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
- ③ 避難する市民等の概数把握

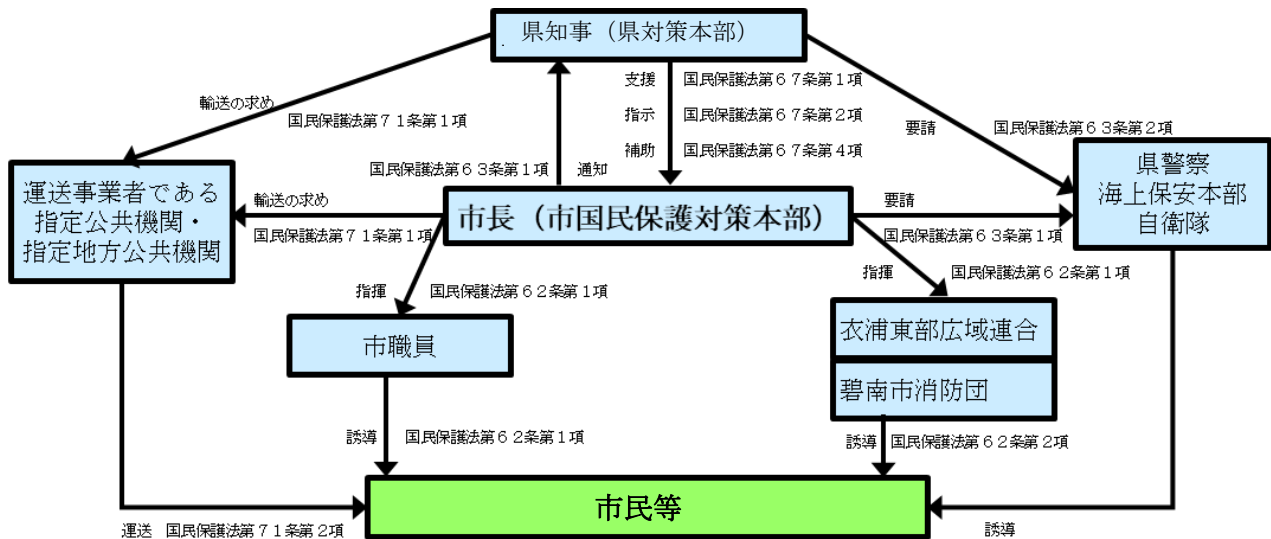
- ④ 誘導の手段の把握
 - ⑤ 輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)
 - ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、要配慮者支援班の設置)
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整
 - ⑧ 職員の配置
 - ⑨ 関係機関との調整
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)
- (3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民等及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、衣浦東部広域連合消防長、消防団長、警察署長、名古屋海上保安部衣浦海上保安署長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 避難する市民等の誘導(国民保護法第62条、同法第63条第1項、同法第69条、同法第71条及び同法第72条)



(1) 避難実施要領の策定(国民保護法第61条)

県知事から避難の指示があった場合、市長は国民の保護に関する計画で定めるところにより、県及び関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定める。定める事項は以下のとおり。

- ① 避難の経路、避難の手段及びその他避難の方法
- ② 避難する市民等の誘導の実施方法、誘導に係る関係職員の配置及びその他誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し、必要な事項

市長は、避難実施要領を定めたときは、国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、市民等及び自主防災会、町内会、学校及び事業所等に伝達するとともに、市の執行機関、衣浦東部広域連合消防長、碧南警察署長、名古屋海上保安部衣浦海上保安署長及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（陸上自衛隊中部方面特科連隊第2大隊長等）並びにその他の関係機関（名古屋鉄道（株）、ジェイアール東海バス（株）及び名鉄バス株式会社等）に、第4章第1項「警報の伝達等」を準用して、通知する。

(2) 市長による避難市民等の誘導（国民保護法第62条第1項、同条第2項）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、避難する市民等を誘導する。また、避難実施要領で定めるところにより、衣浦東部広域連合の長は、消防長及び消防団長を指揮し、市と協力して、避難する市民等を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿い、できる限り自主防災会、町内会、学校及び事業所等の単位で誘導を行うよう努める。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

(3) 消防機関の活動（国民保護法第62条第2項から第5項）

市長は、衣浦東部広域連合の長に対し、消防局及び消防署（碧南、刈谷、安城、知立及び高浜消防署をいう。以下同じ。）が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、装備を有効活用した避難する市民等の誘導を行うことを求めるなど必要な連携を図る。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災会、町内会等と連携した避難する市民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携（国民保護法第63条第1項、同法第64条）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、碧南警察署長、名古屋海上保安部衣浦海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、避難住民の誘導を要請する。

また、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、警察官等が避難する市民等を誘導している時は、誘導の状況に関して必要な情報の提供を求め、避難の状況を常に把握する。事態の規模・状況に応

じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請（国民保護法第70条第1項、同条第2項）

市長は、避難する市民等の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難する市民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。市民等を誘導する市の職員及び警察官等は、要請を受けて避難する市民等の誘導に協力する者の安全の確保に十分配慮する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供（国民保護法第62条第6項）

市長は、避難する市民等の誘導状況を把握した上で、必要と判断した場合には、避難する市民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供及びその他の便宜を図る。市長は、避難する市民等の心理を勘案し、避難する市民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難する市民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 県に対する要請等

市長は、避難する市民等の誘導に際して食料、飲料水及び医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難する市民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難する市民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(8) 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、自主防災会、民生委員、社会福祉協議会等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(9) 要配慮者への配慮

市長は、要配慮者の避難を万全に行うため、自主防災会、民生委員、社会福祉協議会等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(10) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(11) 残留者等への対応（国民保護法第66条）

警察官等、市の職員及び消防団員は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

特に必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官並びに警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、消防吏員又は自衛官により、危険な場所への立入りを禁止し、もしくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道

路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずる。

現場の市職員は、上記の措置が必要な場合、警察官又は海上保安官並びに警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、現場の消防吏員又は自衛官に、措置を講ずるよう依頼する。

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察官等及び消防団と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 避難する市民等の運送の求め等（国民保護法第71条）

市長は、避難する市民等の運送が必要な場合において、県との調整により又は必要な場合は直接、運送事業者である指定公共機関（名古屋鉄道（株）及びジェイアール東海バス（株）等）又は指定地方公共機関（名鉄バス（株）等）に対して、避難する市民等の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難した市民等の復帰のための措置（国民保護法第69条）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難した市民等の復帰に関する要領を作成し、避難した市民等を復帰させるため必要な措置を講じる。

6 市が管理する施設における避難誘導のための措置

市が管理する施設においては、拡声装置等による警報、避難方法の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を行う。その際、特に、次の事項に留意する。

(1) 小中学校及び児童クラブ

的確かつ迅速な避難措置により、全校体制で児童生徒の安全確保に努める。特に、特別支援学級は、介助に当たる職員の分担を明確にした体制作り、個々の児童生徒に応じた介助方法で避難させる。避難後は速やかに保護者へ連絡を行い、児童生徒の引渡しを行う。

(2) 保育園・幼稚園

的確かつ迅速な避難措置により、園全体体制で園児の安全確保に努める。誘導に当たる職員の分担を明確にした体制作り、避難経路の安全を確保し、速やかに園児を安全な地域に避難させる。避難後は速やかに保護者へ連絡を行い、園児の引渡しを行う。

(3) 碧南市民病院

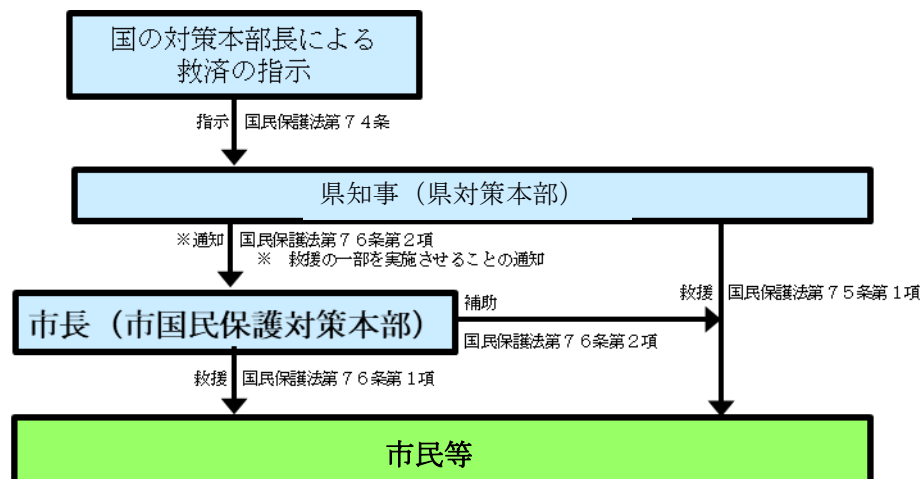
患者に応じた避難誘導を行うほか、患者書類、薬剤、蘇生・救急診療機材等を可能な限り持ち出す。

(4) 社会福祉施設

入所者に応じた避難誘導を行うほか、介護機器等を始めとする福祉器具を可能な限り持ち出す。

第5章 救援

1 救援の実施(国民保護法第75条及び同法第76条)



(1) 救援の実施（国民保護法第75条第1項、同法第76条第1項）

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し、援護を要する者に対しても適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

- ① 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 避難所等における安全確保等

市は、警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(3) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等につい

て、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(4) 救援の補助（国民保護法第76条第2項）

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

(5) 救援の基準

県知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の補助の実施が困難であると判断した場合は、県知事に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

2 関係機関との連携（国民保護法第18条、同法第29条、同法第77条、同法第79条、同法第85条及び同法第87条）

(1) 県への要請等（国民保護法第18条第1項、同法第29条第6項）

市長は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、必要があると認めるときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、必要があると認めるときは、知事に対して他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携（国民保護法第76条、同法第77条）

市長は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 避難した市民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材（以下「緊急物資」という。）の運送の求め（国民保護法第79条第1項、同法第87条）

市長は、運送事業者である指定公共機関（ヤマト運輸株式会社碧南伏見センター等）又は指定地方公共機関（一般社団法人愛知県トラック協会等）に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難する市民等の運送の求めに準じて行う。

緊急物資の輸送が困難な場合は、県知事に輸送の求めを行う。

(5) 医療の要請等（国民保護法第85条）

市長は、県知事に避難した市民等に対する医療の提供を行うために必要がある場合は、碧南市医師会、歯科医師会、看護師会その他の医療関係者等に対し、医療を行うよう要請又は医療を行うべきことを指示するよう要請を依頼する。医療関係者が不足した場合は、県に報告し、県内の民間医療機関への要請、広域後方医療活動の依頼及び自衛隊による患者輸送の県経由で依頼を行う。

この場合、医療関係者が医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供する等、安全の確保に配慮する。

(6) 救援の際の物資の売渡し（国民保護法第81条）及び土地等の使用（国民保護法第82条）要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資の確保又は土地等の使用に当たっては、県に依頼し、県知事が所有者等に対し物資の売渡しの要請を行う。また、土地等の使用の同意を得ることを基本とする。

(7) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、緊急物資等で不足した物資等を県に要請する。県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等から救援物資について受入れを希望するリストを公表とする。

市は、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等が円滑に行える体制をとる。

市域が要避難地域又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、市は救援物資に関する問い合わせ窓口を設け、被災地等のニーズについて広報を行う。

3 救援の内容(国民保護法第76条)

(1) 救援の基準等

市長は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携(国民保護法第76条)

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 救援の実施における留意事項

市長は、救援を実施するに際して、次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・ 避難所及び救護所等の設置及び県への報告
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難の長期化等必要に応じて避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する長期避難住宅等の供与（特別養護老人ホーム等、高齢者等が利用しやすい構造及び設備を有した施設の把握）
- ・ 収容期間が長期わたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

- ・ 長期避難住宅や応急仮設住宅等の設置のための資材等に不足が生じた場合の対応及び県への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握及び県への報告
- ② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与、供給又は貸与
 - ・ 食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄資材の確認及び県への報告
 - ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国、県等への支援要請
 - ・ 提供対象人数及び世帯数の把握及び県への報告
 - ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- ③ 医療の提供及び助産
 - ・ 医薬品、医療資機材 (人工呼吸器等に必要な非常用電源を含む)、NBC対応資機材等の所在を確認し、県へ報告
 - ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の把握及び県への報告
 - ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集及び県への報告
 - ・ 避難した市民等の健康状態の把握
 - ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握及び不足分は県へ要請
 - ・ 医薬品、医療資機材 (人工呼吸器等に必要な非常用電源を含む) 等が不足した場合は県へ要請
 - ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
 - ・ 公的医療機関及び民間医療機関に対する救護班の派遣依頼
- ④ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての碧南警察署、衣浦東部広域連合、陸上自衛隊中部方面特科連隊第2大隊、名古屋海上保安部衣浦海上保安署等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報等の情報収集及び県への報告
- ⑤ 埋葬及び火葬
 - ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能人数及び火葬場の火葬能力等の把握及び県への報告
 - ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等について情報集約及び県への報告
 - ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保及不足分を県へ要請
 - ・ 県警察、海上保安庁及び県等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等の実施
 - ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
 - ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握及び県へ報告
 - ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた、県等との調整

- ・ 電話その他の通信設備等の設置個所の選定
- ・ 視覚障害者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・ 住宅の被災状況の収集（被災戸数、被災の程度）及び県への報告
 - ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給状況の把握及び不足分等を県へ支援要請
 - ・ 住宅の応急修理時期や優先順箇所を県と調整し決定
 - ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
 - ・ 児童生徒の被災状況の収集及び県への報告
 - ・ 必要とする学用品の把握及び県への報告
 - ・ 学用品の給与体制の確保及び不足分を県へ要請
- ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県、碧南警察署、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、陸上自衛隊中部方面特科連隊第2大隊及び県等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報の確認及び県への報告
 - ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定に関する県との調整
 - ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保管（原則既存の建物）及び検案との措置）
 - ・ 死体の一時保管場所の確保及び不足分は県へ要請
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集及び県への報告
 - ・ 障害物の除去の施工者との調整
 - ・ 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

5 要避難地域等における安全確保

市長は、要避難地域の安全を確保するため碧南警察署及び自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を依頼する。碧南警察署から多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行うなどして、速やかに市民等や当該施設の安全の確保、犯罪の予防等に努める。

6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる第2医療班（市民病院）による被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が概知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国から協力要請に応じた第2医療班（市民病院）の編成や医療活動の実施

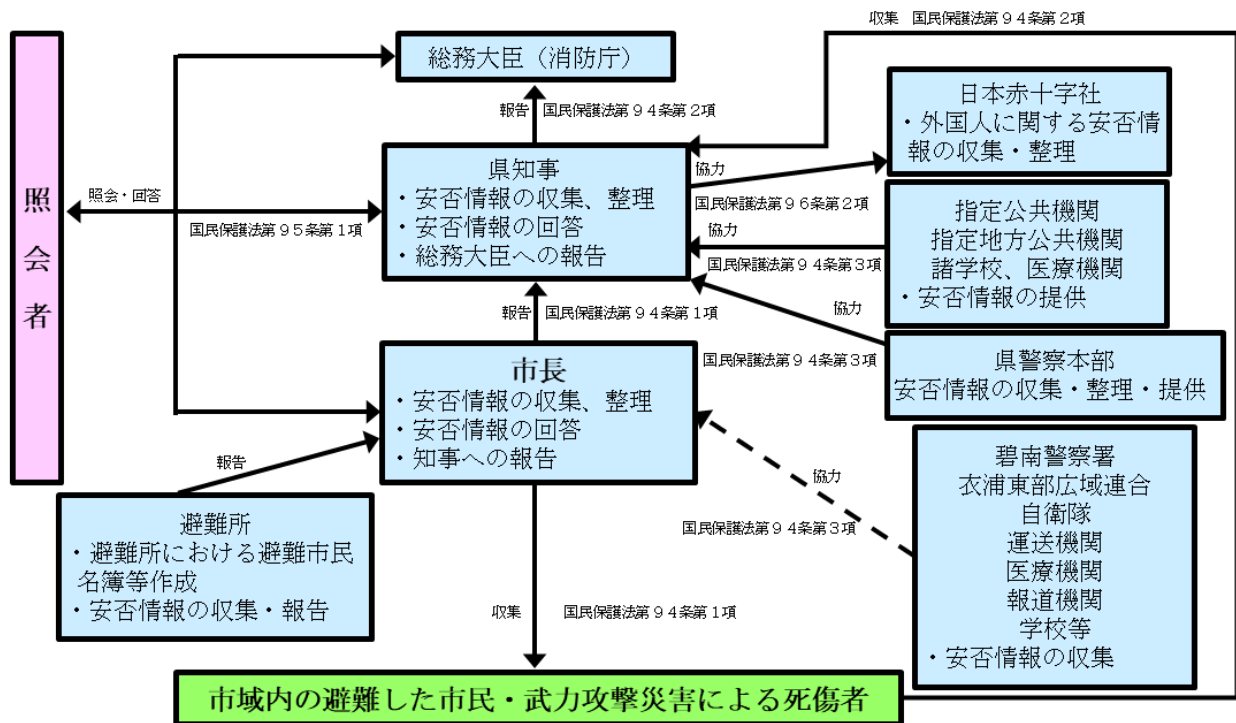
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国から協力要請に応じた第2医療班（市民病院）の編成や医療活動の実施

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下に定める。

【安否情報の収集・提供】



1 安否情報の収集(国民保護法第94条)

(1) 安否情報の収集(国民保護法第94条第1項)

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、学校等からの情報収集、衣浦東部広域連合及び警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に際しては、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第1号）及び安否情報収集様式（死亡住民）（様式第2号）を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難した市民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

〔収集すべき安否情報項目〕

1 避難した市民等又は負傷した市民等

- ① 氏名（カタカナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に変えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦又は⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した市民等

- ① 氏名（カタカナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に変えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 死体の所在

(2) 安否情報収集の協力要請(国民保護法第9 4条第3項)

市は、安否情報を保有する碧南警察署、衣浦東部広域連合、自衛隊、運送機関、医療機関、報道機関及び学校等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告(国民保護法第9 4条第1項)

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メール等により送付する。なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答(国民保護法第95条)

(1) 安否情報の照会の受付(国民保護法第95条第1項)

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時にインターネット等を利用して周知する。
- ② 安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口（調査支援部市民班（市民課））に、安否情報省令第3条に規定する安否情報照会書（様式第4号）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答(国民保護法第95条第1項)

- ① 市は、安否情報の照会があった場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する安否情報回答書（様式第5号）により、当該照会に係る者が避難した市民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮(国民保護法第95条第2項)

- ① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（調査支援部市民班長（市民課長））が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力(国民保護法第96条第2項)

市は、日本赤十字社からの要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃による被害をできる限り小さくするための措置に関して基本的な事項を以下に定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方(国民保護法第97条)

(1) 武力攻撃災害への対処(国民保護法第97条第1項)

市長は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため自らの判断により武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。また、国や県の対策本部長が特に必要があると認める武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずる。

(2) 県知事への措置要請(国民保護法第97条第6項)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保(国民保護法第22条)

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報(国民保護法第98条)

(1) 市長への通報

消防吏員、警察官若しくは海上保安官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 国民生活にかかわる重要施設の安全確保

市は、生活関連等施設や石油コンビナートにおける安全確保を図るための処置について基本的な事項を以下に定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握（国民保護法第102条第3項）

市は、市国民保護対策本部を設置した場合には、関係機関及び市域内に所在する生活関連等施設（市が管理する施設を除く。）の管理者との連絡体制を確保する。

また、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設管理者、県警察（碧南警察署経由）及び海上保安庁（名古屋海上保安部衣浦海上保安署経由）と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、市長は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認する。

(2) 市が管理する施設等の安全確保（国民保護法第102条第3項及び同条第4項）

市は、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報を確認し、管理する生活関連等施設（水道施設）について、当該施設の管理者の立場から碧南警察署、衣浦東部広域連合、碧南消防署、消防団に対し、必要な支援を求め、警備の強化の措置を講ずる等の安全確保のため必要な措置を行う。

市域に所在するその他の生活関連等施設についても、可能な範囲で、警備の強化の措置を行う。

(3) 県公安委員会等による立入制限区域の指定（国民保護法第102条第5項及び同条第6項）

県公安委員会等が、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域と指定したときは、県の公報や新聞、テレビ、ラジオ等を通じた発表等による公示があり、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標識の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

また、武力攻撃災害状況等に応じ、立入制限区域の範囲の変更を行う。

市が立入制限の必要があると判断した場合は、県に立入制限の設定を要請する。

(4) 県の対策本部との緊密な連（国民保護法第102条第4項）

市長は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、市長は、碧南警察署等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極め、県知事に対して、状況を報告し、県知事から国の対策本部長へ必要な措置の要請を依頼する。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令（国民保護法第103条第3項）

市長は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と、国民保護法第103条第3項に基づき権限が与えられている措置との対応関係は、次表のとおり。

物資の種類	区 分	措置		
		①	②	③
消防報第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防法第11条第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業車、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取扱法第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者、消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことの命ずること。	火薬類取扱法第45条（経済産業大臣等が行う。）		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその破棄を命ずること。			
	火薬類を破棄した者に対して、その破棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石	高圧ガス保安法第39条（経済産業大臣等が		

	油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高压ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時呈すべきことを命ずること。	行う。)		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高压ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高压ガスを取り扱う者に対し、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高压ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所有するもの。	○	○	○
備 考 ○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えられている既存の個別法を意味する。				

(2) 警備の強化（国民保護法第103条第2項）及び危険物質等の管理状況報告（国民保護法第103条第4項）

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めたときは、警備の強化を求めるほか、(1)①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（国民保護法第104条）

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから同法に定める措置を行うことを基本とし、愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置に関する措置もあわせて講ずる。

また、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当する施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき実施する基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止し、及びNBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要な措置について基本的な事項を以下に定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処(国民保護法第105条、同法第106条)

近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。なお、浜岡原子力発電所において、原子力災害が発生した場合は「原子力災害時等における掛川市民の県外広域避難に関する協定」に基づき、掛川市民の受入措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処(国民保護法第107条第3項)

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、県が実施する措置に協力する。

3 応急措置の実施(国民保護法第114条第1項)

市長は、被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民等に対して、応急措置として、退避の指示を速やかに市民等に伝達する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定し、当該警戒区域への立入りを制限又は禁止する。

必要があると認めた場合、警戒区域からの退去を命ずることができる。

4 県が国から要請を受けた場合の措置

市長は、県が内閣総理大臣から汚染拡大防止のための協力を要請された場合、県知事から必要な措置を指示される。

5 関係機関との連携

市長は、武力攻撃による被害の情報や必要となる人員及び物資・資材について、衣浦東部広域連合及び碧南警察署からの情報などを集約して、県に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、市は、市国民保護対策本部に派遣されている県の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健センター（健康課）を通じて、衛生研究所、医療機関等（衣浦東部保健所経由）と共有する。

6 汚染原因に応じた対応(国民保護法第108条第2項)

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、県との連携の下、それぞれ次の

点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者に要請するとともに、市民等に注意を呼び掛けるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、市長は開発水道部水道課に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命ずる。また、供給源である愛知県水道用水供給事業幸田及び豊田浄水場が汚染された場合は、県の指示のもと、必要に応じ、市長は開発水道部水道課に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合(国民保護法第107条第3項)

県は、県知事からの協力要請等により、県警察、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等（国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等をいう。以下(2)(3)においても同じ。）と連携して、国の対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り、迅速に救助・救急活動等を行うとともに、汚染物質に関する情報を関係機関と共有する。市も県に協力するとともに、市は、県の対策本部から情報を収集し、衣浦東部広域連合及び市域医療機関等の関係機関と情報の共有を図る。

(2) 生物剤による攻撃の場合(国民保護法第107条第3項)

県は、県知事からの協力要請等により、県警察、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等と連携して、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施し、その情報を関係機関と共有する。市は、県の対策本部から情報を収集し、衣浦東部広域連合及び市域医療機関等の関係機関と情報の共有を図る。

県は消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等の協力を得て、患者の搬送等を実施する。市は、搬送等に協力する。

県は、厚生労働省と協力して、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源の特定を図る。市は、県の対策本部から情報を収集し、衣浦東部広域連合及び市域医療機関等の関係機関と情報の共有を図る。

県知事は、県警察等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて、消毒等の措置を講ずる。市は、県から協力要請があった場合は協力する。

これらの措置を実施する場合、職員（協力を要請する関係機関の職員を含む。）には防護服の着用・ワクチンの接種等所要の防護措置を講じ安全の確保に十分に配慮する。

(3) 化学剤による攻撃の場合(国民保護法第107条第3項)

県は、県知事からの協力要請等により、県警察、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等と連携して、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速な原因物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を関係機関と共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大防止のための措置を講ずる。市は、県の協力要請に応じるとともに、県の対策本部から情報を収集し、衣浦東部広域連合及び市域医療機関等の関係機関と情報の共有を図る。

7 汚染拡大を防止するための措置(国民保護法第108条第2項)

県知事から要請を受けた場合、市は汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置(準用)を講ずる。

	汚染され、又はその疑いがある対象物件等	措 置
①	飲食物、衣類、寝具及びその他の物件	占有者に対する移動の制限・禁止、破棄の命令
②	生活の用に供する水	管理者に対する使用の制限・禁止、給水の制限・禁止の命令
③	死体	移動の制限・禁止
④	飲食物、衣類、寝具及びその他の物件	破棄
⑤	建物	立入りの制限・禁止、封鎖
⑥	場所	交通の制限・遮断

第4 応急措置等

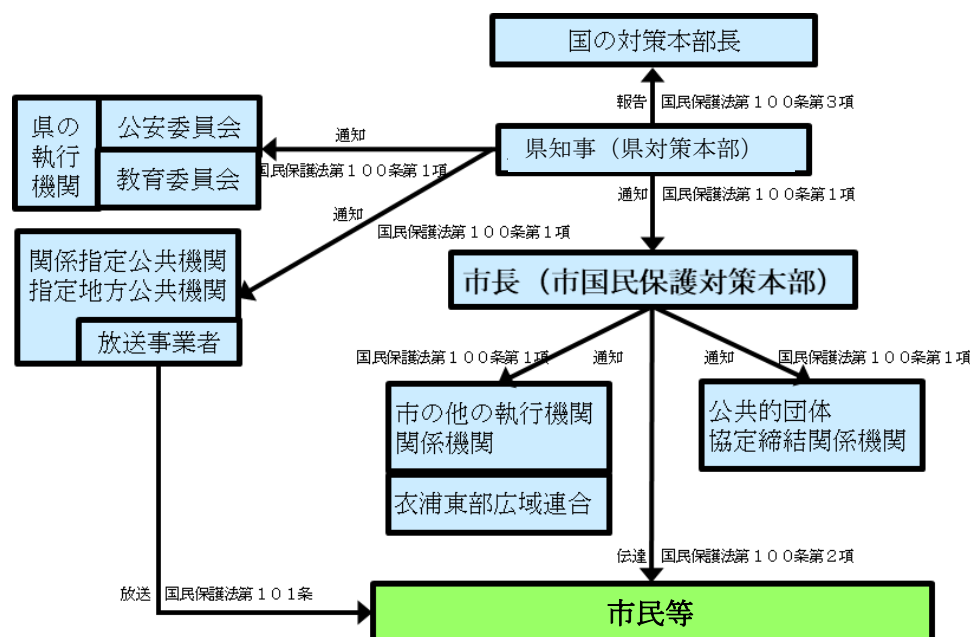
市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について以下に定める。

1 武力攻撃災害の兆候の通知(国民保護法第98条第1項から同条第3項)

市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は消防官吏、警察官若しくは海上保安官からの当該兆候の通報を受けたときは、碧南警察署の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、県を通じて、国の対策本部長に通知する。

また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

2 緊急通報の発令(国民保護法第99条、同法100条及び同法101条)



(1) 緊急通報の発令(国民保護法第99条第1項)

県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による市民等の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合は、県に通知する。県知事は、対処の現場からの情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

県知事から緊急通報があった場合は、市は第3編第2章2「警報の内容の伝達等方法」に従い、市民等へ伝達する。その際、市民等の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容(国民保護法第99条第2項)

緊急通報の内容は、次のとおり。

- ・ 武力攻撃災害の現状及び予測
- ・ 市民等及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(3) 緊急通報の通知・伝達(国民保護法第100条第1項、同条第2項)

県知事から緊急通報が発令された場合には、直ちにその内容が市長に通知される。

この場合、市域に武力攻撃災害が発生した場合及び緊急通報において市域に武力攻撃災害の予測を示した場合は、特に優先して通知され、受信確認が行われる。

緊急通報が発令された場合、県警察（碧南警察署）は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機等を活用するなどして、緊急通報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

3 事前措置(国民保護法第111条)

(1) 事前措置の実施(国民保護法第111条第1項、同条第2項)

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合において、拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

県知事が、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認められるときは、前記の措置を県知事が指示することができる。その場合は、直ちに県知事から市長へ通知される。

(2) 碧南警察署長又は海上保安部長等による事前措置(国民保護法第111条第3項)

碧南警察署長又は海上保安部長等は、市長から要請があったときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。この場合、警察署長又は海上保安部長等は、直ちにその旨を市長に通知する。

4 退避の指示(国民保護法第112条)

(1) 退避の指示(国民保護法第112条第1項、同条第2項)

- ① 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。
- ② 市長は、市民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。
 - ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、市民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
 - ・ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等(国民保護法第112条第3項、同条第4項)

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線(同報系)、防災行政無線(移動系)、広報車等により速やかに市民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 県知事の退避の指示(国民保護法第112条第5項、同条第6項)

県知事が退避の指示を行った場合は、県知事が市民等に「退避の指示」を公表し、市長及び関係機関に通知する。

(4) 警察官又は海上保安官等による退避の指示(国民保護法第112条第6項～同条第8項)

警察官又は海上保安官は、市長若しくは県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があった時は、必要と認める地域の市民等に対し、避難の指示をすることができる。この場合、警察官又は海上保安官は市長に速やかに通知するとともに、必要に応じ関係機関に通知する。

市長その他市長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、上記を準用する。

(5) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察、名古屋海上保安部

衣浦海上保安署、自衛隊及びその他の関係機関等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて衣浦東部広域連合、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

5 警戒区域の設定(国民保護法第114条)

(1) 警戒区域の設定(国民保護法第114条第1項)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報、被災情報、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 警戒区域の範囲決定(国民保護法第114条第1項)

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、必要により設置される現地調整所における警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等関係機関の助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 警戒区域の設定(国民保護法第114条第1項)

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。また警戒区域の変更もしくは解除した場合は、同様に市民等に広報・周知する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対しては、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域設定に伴う措置(国民保護法第114条第2項、同条第3項及び同条第4項)

- ・ 市長は、警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ・ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨

の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保(国民保護法第110条)

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

6 応急公用負担等(国民保護法第111、113条)

(1) 市長の事前措置(国民保護法第111条第1項)

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担(国民保護法第113条第1項及び同条第2項)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの(以下、工作物等という)の除去その他必要な措置
 - ・ 市長は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。
 - ・ 市長は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について、権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

7 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

市長は、衣浦東部広域連合の長に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。

(2) 消防機関の活動(国民保護法第115条)

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長（碧南、刈谷、安城、知立及び高浜消防署長をいう。以下同じ。）の所轄の下で、消防団が保有する

装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うこととされている。

(3) 消防に関する応援要請等

武力攻撃災害の規模が大きい場合など、市が組織する衣浦東部広域連合の消防力のみをもってしては対処できないと判断されるような場合、市長は、衣浦東部広域連合の長と連携して、速やかに、相互応援協定等に基づく消防の応援を受けるための必要な措置を講ずる。

さらに、必要な場合は、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援を受けるための必要な措置を講ずる。

(4) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援を受ける場合、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事及び衣浦東部広域連合の長と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(5) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、衣浦東部広域連合の長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(6) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(7) 安全の確保

- ① 市長は、消防機関に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局又は消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告について以下に定める。

1 被災情報の収集(国民保護法第126条)

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市は、消防機関、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うよう、衣浦東部広域連合の長に要請する。

2 第一報の報告(国民保護法第127条第1項)

市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

3 随時の収集・報告(国民保護法第127条第1項)

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

[収集・報告する被災情報の項目]

- ・ 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
- ・ 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- ・ 人的・物的被害状況
- ・ （可能な場合は）死者について、死亡した場所、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況

4 新たな重大被害の報告

新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について以下に定める。

1 保健衛生の確保(国民保護法第123条)

市は、避難先地域における避難した市民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し保健師等保健医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、健康相談窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難した市民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等を行う。

この場合において、要配慮者等、特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難した市民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の衛生及び必要量の確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民等に対して情報提供を実施する。

② 市は、管理する上水道施設の衛生対策も適宜実施するとともに、水道水の供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民等の健康維持のため、栄養士会等の関係団体と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を県と協力し実施する。

(6) 市民等への協力要請(国民保護法第123条)

市民等の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市域内の市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。市長及び職員は、要請を受けて援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

2 廃棄物の処理(国民保護法第124条)

(1) 廃棄物処理の特例(国民保護法第124条第3項及び同条第4項)

- ① 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- ② 市長は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画及び市災害廃棄物処理計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考としつつ、廃棄物の処理が円滑に行える体制を整備する。
- ② 市は、碧南市西端地内一般廃棄物最終処分場及び、市内に存在する廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護(国民保護法第125条)

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等(国民保護法第125条)

- ① 県知事は、市域に存在する重要文化財に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② 当該命令又は勧告にしたがって必要な措置を講じようとする重要文化財の所有者から、市長に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、県知事経由、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 市長は、県及び市が指定した文化財の所有者に対し、武力攻撃災害による文化財の被害を防止するため、文化財課は所有者に対し、文化財の保管等について助言する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について以下に定める。

1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条)

市長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関係性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等が実施する以下の措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

県知事は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関連法規に基づき、次に掲げる措置を実施する。

① 買占め等防止法に係る措置

県は、国が「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」（昭和48年7月6日法律第48号。以下「買占め等防止法という。」）第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下この章において「特定物資」という。）を指定した場合は、愛知県域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び愛知県域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対して、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第1項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県知事は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日法律第121号。第3条第1項）に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、愛知県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く。）及び愛知県内に事業場を有し指定物資を販

売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告の求め、又は事業場への立入検査、もしくは関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県知事は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況又は帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難した市民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免等の被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難した市民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための適切な措置を講ずる。

① 応急教育の実施

市教育委員会は、被災時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

② 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

③ 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- ・ 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- ・ 公立学校の相互利用（県教育委員会と連携）
- ・ 仮校舎の設置

- ・ 公共施設の利用

- ④ 教員の確保

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、被災により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、臨時参集や退職教員の活用等により教員の確保を図る。

- ⑤ 学用品の確保のための調査

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、その結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合、県教育委員会に対し、教科書等の学用品を供与するために必要な措置を講じるよう要請する。

- (2) 公的徴収金の減免等

市（税務課）は、避難した市民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

- (3) 就労状況の把握と雇用の確保

市（商工課）は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難した住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保に努める。

- (4) 生活再建資金の相談

市（福祉課：個人向け）、商工課：事業所向け）は、武力攻撃災害により住居・家具及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活再建をするに当たり必要となる資金について適切な融資が受けられるよう、総合的な相談窓口を開設し、相談に応じる。

3 生活基盤等の確保(国民保護法第134、137条)

- (1) 水の安定的な供給(国民保護法第134条第2項)

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

- (2) 公共的施設の適切な管理(国民保護法第137条)

市は、管理する河川、港湾、道路、橋梁等施設の状況確認や安全確保等を行い、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 交通規制

県警察は交通規制について以下を実施する。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、プローブ情報、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施(国民保護法第155条第1項)

県警察は、武力攻撃事態等において避難する市民等、緊急物資の運送等のための緊急交通路の確保のため、一般車両（緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両）の通行を禁止するなど交通規制を行う。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、国の対策本部長により特定公共施設利用法に基づく道路の利用指針が定められた場合は、その指針を踏まえ、適切に交通規制を実施する。

3 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両については、県公安委員会又は県知事が、また、規制除外車両については、県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県知事及び市長は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、市民等、運転者等に防災無線等を活用し、周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(2) 車両その他の物件の移動措置等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、所定の手続きを経て車両その他の物件の移動措置を行う。また、必要により警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関と綿密な連携を確保する。

また、市は、碧南警察署と綿密な連携を図り、交通規制の情報収集を行うとともに、市民等への広報の協力を行う。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について以下に定める。

1 赤十字標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）第8条（l）において規定される国際的な特殊標章は、医療組織、医療用輸送手段、医療要員、医療機器、医療用品等の保護のために使用される場合に使用される白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。

国民保護措置に係る医療職務、医療業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所、医療器材、医療用品、輸送車両等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

① 特殊標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第8条（l）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。）

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。

また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。



② 信号

第1追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

③ 身分証明書

第1追加議定書第18条3に規定される身分証明書

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

2 赤十字標章等の交付（赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日。赤十字標章等、特殊標章に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合わせ）

① 県知事は、国で定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、具

体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難する市民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難する市民等の救援に必要な援助について協力する医療機関又は医療関係者

(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。)

② 県知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要領の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共団体

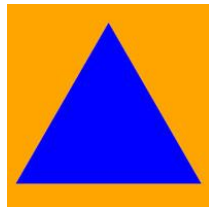
イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。



(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等。

4 特殊標章等の交付及び管理(国民保護法第158条)

(1) 市長及び水防管理者による交付

市長及び水防管理者は、市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱を作成した上で、以下に示す職員に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

ア 市の職員(水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

ア 水防管理者の所轄の水防員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 衣浦東部広域連合消防長による交付

次に示す職員等については、衣浦東部広域連合において消防長が交付要綱を作成した上で交付等することとされている。

ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 県知事又は県警察本部長による交付

① 県知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 県知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員（県警察の職員を除く。）
- ・ 県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

イ 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 県知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について以下に定める。

1 市が行う応急の復旧の実施(国民保護法第139、140条)

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等(国民保護法第139条)

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧(国民保護法第139条)

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。

(3) 上下水道施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、上下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(4) 輸送施設等の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難する市民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(5) 県に対する支援要請(国民保護法第140条)

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 県が行う応急の復旧(国民保護法第139条)

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等(国民保護法第139条)

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧(国民保護法第139条)

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、多ルート化し通信回線を活用するとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県が管理する輸送施設の応急の復旧(国民保護法第139条)

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する道路、漁港施設（大浜漁港）及びその所有する港湾施設（衣浦港）について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去等、輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(4) 輸送路の優先的な確保のための措置

県知事は、武力攻撃により道路に被害が発生した場合は、広域的に避難する市民等の輸送等を行うための輸送路を優先的に確保するため、応急復旧の措置が講じられるよう道路管理者に対し要請する。県対策本部長は、必要に応じ総合調整を行う。

(5) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する上水道・工業用水道施設について、速やかに被害状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(6) 市及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガス等のライフライン事業者である市及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災による被害が発生したときの復旧について以下に定める

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施(国民保護法第141条)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

3 県が管理する施設及び設備の復旧

本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまでは、県は、武力攻撃災害により被災した県の管理する施設及び設備について、国の支援を得て、被災の状況周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされている。よって、市における国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等について以下に定める。

1 国民保護措置に要した、国への負担金の請求(国民保護法第168条)

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

参考(国民保護法第168条に定める国が負担する費用)

- ・ 住民の避難に関する措置に要する費用
- ・ 避難住民等の救援に関する措置に要する費用
- ・ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ・ 損失補償、実費弁償、損害補填及び損失補填に要する費用
(市に故意又は重大な過失がある場合を除く。)

なお、衣浦東部広域連合が、国民保護法第62条第2項に基づく避難する市民等の誘導及び同法第97条第7項に基づく消防を行った場合についても、同様の方法により請求することとされている。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

特に、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、碧南市行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

2 損失及び損害補償(国民保護法第159、160条)

(1) 市は、愛知県国民保護計画に準じて以下の損失補償及び損害補償を行う。

① 損失補償(国民保護法第159条第1項)

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ・ 特定物資の収用(国民保護法第81条第2項)
- ・ 特定物資の保管命令(国民保護法第81条第3項)
- ・ 土地や建物の使用(国民保護法第82条)

- ・ 応急公用負担（国民保護法第113条第5項）

② 損害補償（国民保護法第160条第1項）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

ア 市民等の避難誘導への協力（国民保護法第70条第1項及び同条第3項）

イ 救援への協力（国民保護法第80条第1項）

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力（国民保護法第115条第1項）

エ 保健衛生確保への協力（国民保護法第123条第1項）

(2) 県は、愛知県国民保護計画に基づいて以下の実費弁償及び損失補てんを行う。

① 損失補償（国民保護法第159条第1項）

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

② 実費弁償（国民保護法第159条第2項）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令に定める基準に従い、その実費を弁償する。

③ 損害補償（国民保護法第160条第2項）

県は、国民保護措置の実施について医療の実施を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

④ 損失補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は県知事が指示をした結果、市又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（国民保護法第161条）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難する市民等の誘導若しくは避難する市民等の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態(国民保護法第178条)

(1) 緊急処理事態への武力攻撃事態等の措置の準用

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、第3編及び第4編の武力攻撃事態等への対処に係る規定を準用する。ただし、緊急処理事態においては市緊急事態対策本部の設置や避難、救援の措置の実施といった緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

また、警報の通知及び伝達については、2に定めるところによる。

(2) 読み替え規定

準用に当っては、次の表の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	緊急処理事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
県対策本部	県緊急処理事態対策本部
市国民保護連絡室	市緊急事態連絡室
市国民保護対策室	市緊急事態対策室
市国民保護対策本部	市緊急事態対策本部

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、国の事態対策本部長により、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることから、市は、対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、警報の通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。